

Advantage Partnership Lawyers

**E-Commerce - 貴社のホーム・ページは大丈夫でしょうか？
貴社の広告は大丈夫でしょうか？**

貴社のホーム・ページは大丈夫でしょうか？
貴社の広告は大丈夫でしょうか？

アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所では企業ホーム・ページ及び企業広告の弁護士認証取得をされては如何でしょうか？

現在までに多くの日系企業がオーストラリア連邦政府外郭団体ACCC (Australian Competition and Consumer Commission)に起訴及び処分を受けております。

例えば、「環境に優しい」という言葉を使用しただけで2億円の罰金を受けた日系企業もおります。「生活防水」を「Water Proof」と誤訳してACCCから処分を受けた日系企業もおります。

ACCCは商慣習法に基づいて常時企業ホーム・ページを監視しております。貴社のホーム・ページは大丈夫でしょうか？ホーム・ページ変更をする前にアドバンテージ・パートナーシップの弁護士認証を取得されては如何でしょうか？

アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所では貴社のホーム・ページ及び広告を商慣習法及判例に照らし合わせ内容を吟味致します。会社役員も処罰される場合があります。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555
legal.one@advantagepartnership.net
www.advantagepartnership.net